

葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金申請書 【交通費】

葛飾区長宛て 私は葛飾区に対し、ベビーシッター利用支援事業助成金の交付を希望するため、関係書類を添えて申請いたします。また、下記保護者については申請日現在、児童と同一の生計であることに間違いありません。

【同意書】子育て応援課長宛て 交通費助成金の決定に際し、私及び世帯の情報に関して子育て応援課長が戸籍住民課長から「住所、氏名、性別、続柄、生年月日」を葛飾区に住所を有するかの確認のため、また、保育課長から「子ども・子育て支援法の規定する支給認定情報、利用者負担額情報、施設等利用給付認定情報」を交通費助成金を受けるために必要な認定を受けているかの確認のため、並びに、子育て施設支援課長から「入所情報、補助金情報」を交通費助成金を受けるために必要な認定を受けているかの確認のため、情報の提供を受けることに同意します。また、子ども家庭支援課及び保育課、子育て施設支援課に対し「住所、氏名、性別、続柄、生年月日、交通費助成事業の利用情報」を提供すること、東京都へ提出する補助金の実績報告のために「氏名、生年月日、交通費助成事業の利用情報」を利用することに同意します。※同意いただけない場合は、助成を受けることができません。

1. 保護者 ※アカウント発行申請書に記載した保護者氏名を記載

フリガナ		住 所	〒 -
氏 名		電 話	— —

2. 児童

フリガナ		生年月日	平成 年 月 日
氏 名			令和

3. 利用（併用）施設

① 事業者名		④ 事業者名	
② 事業者名		⑤ 事業者名	
③ 事業者名		⑥ 事業者名	

4. 確認・同意事項

請求する交通費は、入所保留の保護者や1年間の育児休業満了後に復職する保護者を対象としたベビーシッター利用支援事業の利用に伴い、ベビーシッターが児童の居宅まで通うために要する交通費として、事業者に支払った金額であり、同事業の対象外である病児保育、保育所等への送迎、家事サービス、一時預かり利用支援等の利用に伴って発生した費用は含んでいません。

5. 添付資料

事業者が発行した領収書（氏名、利用日時及び交通費の支払いが分かるもの）を添付すること
（領収書で利用日及び交通費が確認できない場合は、事業者が発行した請求書や内訳書を添付すること）

6. 支払金口座振替依頼

葛飾区長宛て 葛飾区から私に支給される葛飾区ベビーシッター利用支援事業助成金交付要綱第3条の助成金は、下記の口座に口座振替の方法をもって振込してください。

※1の保護者と同一名義の口座にしてください。

金融機関	銀行・信用金庫 信用組合・農協										支店
金融機関コード				支店コード				口座番号			
口座種別	普通		口座名義 (カタカナ)								

【区処理欄】（保護者は記入しないでください。）

□ 交通費											
4月	円	5月	円	6月	円	7月	円	8月	円	9月	円
10月	円	11月	円	12月	円	1月	円	2月	円	3月	円
合計										円	